

2021年（令和3年）2月18日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

保健所における他課に属さない事務に係る  
コンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）2月12日付けで諮問（第1058号）された保健所における他課に属さない事務に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）対策の重要な柱として、コロナに係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を全国的に行っていくこととなった。

ワクチン接種は、全国的に実施する施策であることから、主導的役割を担う国の指示の下、県の協力により、市町村において予防接種を実施することとなる。原則として、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることとするため、本市は市民向けの接種体制を早急に構築する必要がある。

接種実施に際しては、国からのワクチン供給量等を踏まえ、順次接種することができるよう、国が示す接種順位に従いながら、接種対象となる市民に対し、順次、ワクチン接種券（以下「クーポン券」という。）を本市から発送する。

クーポン券を受け取った市民は、接種可能な医療機関等へ予約を行った上で、接種を受けることとなる。

予約受付に際しては、インターネット上でのワクチン接種予約受付システム（以下「予約システム」という。）を導入することにより、市民及び医療機関等の利便性を確保することができ、ワクチン量の管理が可能となるため、本市における円滑な接種体制の確保につながる。

以上のことから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理を行う必要性について

国は、ワクチン接種がコロナ対策の決め手になると位置付けており、ワクチンが国内で承認され次第、速やかに住民に対するワクチン接種が可能となるよう、市町村において体制を整備することを求めている。クーポン券を受け取った者は、速やかに接種予約を行い、ワクチン接種を受けることとなることから、予約希望者が簡単にアクセス及び操作することができ、また、多数の者の同時アクセスが可能となる24時間稼働する予約システムを導入する必要がある。多くの情報を迅速かつ正確に把握及び管理し、円滑なワクチン予約受付を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

## (3) 予約システムの概要

本市は、コールセンター事業者と委託契約を締結し、コールセンターの運営及び予約システムの構築及び運営を委託する。なお、本委託で提供される予約システムの利用に当たっては、別途システム提供事業者と利用申込みを行う。

予約システムの形態は、システム提供事業者がネットワーク経由で提供する機能を利用するクラウドサービスとなるため、自前でサーバー等の機器は一切保有せず、国内のデータセンターに構築されたシステムを利用する。

### ア 予約システムへの事前登録

(ア) 本市が基幹システム（COKAS-i）から送付対象者のデータを抽出し、外部委託にてクーポン券を作成する。納品されたクーポン券は本市が発送する。

(イ) クーポン券の送付の際に使用したデータを基に、接種対象者のクーポン券番号、市町村コード、生年月日、氏名及び住所で構成するCSV形式のインポートデータを作成し、本市が事前に予約システムに登録する。

(ウ) 接種会場となる市内の医療機関等の情報（名称、所在地、電子メールアドレス）、予約受付可能数及び受付可能時間を本市が事前に予約システムに登録する。

## イ 予約の受付・照会・変更・取消

- (ア) ワクチン接種を希望する者（以下「利用者」という。）は、インターネット上に開設したwebサイト又はLINEに接続し、利用規約に同意した上で、当該サイトにクーポン券番号、市町村コード及び生年月日を入力する。
- (イ) 入力された情報とあらかじめ本市が予約システムに登録しておいた接種対象者のクーポン券番号、市町村コード及び生年月日の3点の項目で、本人認証を行う。
- (ウ) 認証後、利用者は電子メールアドレス（必須入力）、氏名（任意入力）、住所（任意入力）及び電話番号（任意入力）の登録を行う。
- (エ) 利用者は公開された希望する医療機関等の予約カレンダーから希望の日時を選択し、予約を行う。
- (オ) 利用者登録により、利用者はマイページにおいて、予約の変更及び取消並びに接種記録等の照会することができる。
- (カ) 利用者が予約変更及び取消を行う場合は、予約時と同様に、クーポン券番号、市町村コード及び生年月日を入力し、予約を取り消した上で、再度予約登録を行うことで変更することができる。
- (キ) ワクチンは複数回接種が必要であるため、2回目以降の接種予約は前回の予約日以降に可能となる。
- (ク) インターネット環境が無い等の理由により、予約システムを用いた予約をすることができない者については、業務委託にて、新たに設置するワクチンコールセンター又は地域保健課新型コロナワクチン接種担当職員が電話で受付を行い、代理で予約を行う。
- (ケ) 予約システムの使用を希望しない者の予約の扱いについては、コールセンター又は地域保健課新型コロナワクチン接種担当において、個別に聞き取りを行い、別途予約者リストにて管理する。

## ウ 予約完了後の対応

- (ア) 予約完了時及び接種前に電子メールを自動で送付する。
- (イ) 医療機関における予約業務の支援のため、予約者リスト（クーポン券番号、市町村コード、予約日時）を各医療機関等に本市があらかじめ設定した日時（接種日前日等）に電子メールで自動配信する。
- (ウ) 地域保健課新型コロナワクチン接種担当職員は、予約者リストをCSV出力し、予約システムを利用しない予約者の管理や接種会場での受付照会に用いる。

## エ 接種記録

本市は、接種記録を保管するため、接種を受ける際に作成され

る予診票又は接種済証から、接種の有無、接種回数などの接種記録を登録する。

(4) 予約システムのコンピュータ処理を行う個人情報の項目について

ア 本市が事前に予約システムへ登録する際に取り扱う個人情報

- (ア) クーポン券番号（宛名番号）
- (イ) 市町村コード
- (ウ) 生年月日
- (エ) 氏名
- (オ) 住所

イ 利用者が予約システムを利用する際に取り扱う個人情報

- (ア) クーポン券番号（宛名番号）
- (イ) 市町村コード
- (ウ) 生年月日
- (エ) 電子メールアドレス
- (オ) 氏名（任意）
- (カ) 住所（任意）
- (キ) 電話番号（任意）

ウ 予約者リストを出力・配信する際に取り扱う個人情報

- (ア) クーポン券番号（宛名番号）
- (イ) 市町村コード
- (ウ) 予約日時
- (エ) 接種会場

エ 本市が接種記録として登録する際に取り扱う個人情報

- (ア) クーポン券番号（宛名番号）
- (イ) 市町村コード
- (ウ) 券種（接種，予診のみ）
- (エ) 接種回数
- (オ) ワクチンのロット番号
- (カ) 接種日時
- (キ) 接種会場

(5) 安全対策

ア 本市の安全対策

- (ア) 職員は、事前に利用者登録を行い、交付された I D 及びパスワードを用いて予約システムにログインする。
- (イ) 交付された I D 及びパスワードの利用は、地域保健課長に使用を許可された職員に限定する。
- (ウ) 人事異動の都度、予約システムに登録する職員情報を見直すとともに、I D 及びパスワード管理の徹底と定期更新に努める。

- (エ) 取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底する。
- イ コールセンター事業者及びシステム提供事業者の安全対策
  - (ア) 業務責任者及び操作者については限定し、名簿を提出し、守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底する。
  - (イ) 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所本庁舎から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置する。
  - (ウ) 予約システム操作については、ユーザーID及びパスワードによる認証を行い、システム操作を関係職員に限定する。
  - (エ) パスワードを定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
  - (オ) 管理用端末については、特定ネットワークに限定したログイン制限を行うとともに、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施す。
  - (カ) 予約システムについては、負荷分散装置(ロードバランサー等)を設置し、集中アクセス対策を行う。
  - (キ) 毎日自動的にデータベースのバックアップを取得し、最低10世代分のバックアップデータを保管する。
  - (ク) PC及びスマートフォンから入力する情報は、すべてSSLによる暗号化通信に対応しており、セキュリティの確保された安全な通信手段により第三者によるデータの盗用、改ざん、なりすましを防止し、データを防ぐことができる。
  - (ケ) 不正アクセスを検知・通知する機能を備える。
  - (コ) 予約システムに対する不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線にて遮断する機能を備える。
  - (サ) WAF機能を備え、ウェブアプリケーションの脆弱性をついた攻撃から予約システムを保護する。
  - (シ) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。
  - (ス) 業務委託後は、速やかにデータを消去する。記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し、又はシュレッダーなどにより、データを復元することができないように処理をして廃棄する。また、その際は廃棄証明書を提出する。
  - (セ) 業務で知りえた情報については、本市の許諾なくして複写又は複製しない。
  - (ソ) 関係職員については、個人情報や情報セキュリティに関する必

要な研修及び指導を行うとともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行う。

- (ク) 取り扱うすべての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底する。
- (ク) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマーク（Pマーク）の使用が許諾されており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者であるとの評価を得ている。
- (ツ) システム提供事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム「JISQ 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013）」を取得している。
- (テ) 提供するサービスの利用に当たり、個人情報保護方針を定めるとともに、ホームページ上で公開し、サービス利用者の個人情報の適切な管理に努めている。
- (ト) システム提供事業者が提供するデータセンターは、日本データセンター協会制定のデータセンターファシリティスタンダード（JDCCF S）において規定されている基準項目及び推奨項目において、ティア3以上に適合している。
- (ナ) 予約システムで取り扱う個人情報については、条例、藤沢市情報システム管理運営規程、藤沢市情報セキュリティポリシー並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報保護に努める。

(6) 実施時期（予定）

ア 稼働開始

2021年（令和3年）3月8日

イ 本格運用開始

2021年（令和3年）3月中旬

(7) 添付資料

ア 予約システム概要資料

イ 予約システムサービス概要資料

ウ 接種券（案）

エ 予約システム利用規約

オ 契約書（案）

カ 予約サービス利用申込書及び利用約款

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

国は、ワクチン接種がコロナ対策の決め手になると位置付けており、ワクチンが国内で承認され次第、速やかに住民に対するワクチン接種が可能となるよう、市町村において体制を整備することを求めている。クーポン券を受け取った者は、速やかに接種予約を行い、ワクチン接種を受けることとなることから、予約希望者が簡単にアクセス及び操作することができ、また、多数の者の同時アクセスが可能となる24時間稼働する予約システムを導入する必要がある。多くの情報を迅速かつ正確に把握及び管理し、円滑なワクチン予約受付を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のア及びイにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ア)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(イ)

(ウ) 日常的な安全対策

ア(ウ), ア(エ)

イ コールセンター事業者及びシステム提供事業者の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

イ(ア)

(イ) 実施機関がコールセンター事業者及びシステム提供事業者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ(ア), イ(イ), イ(ウ), イ(エ), イ(オ), イ(カ)

(ウ) システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(ウ), イ(ケ), イ(コ), イ(サ)

(エ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置

イ(ク)

(オ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(オ)

- (カ) 利用後にデータを確実に消去するための措置  
イ(シ), イ(ス)
- (キ) 日常的な安全対策  
イ(エ), イ(ク), イ(ケ), イ(コ)
- (ク) その他安全対策を高めるための措置  
イ(カ), イ(キ), イ(ク)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者に対し、業務委託契約の履行状況の報告を求め、調査を行うことについて留意することを要望する。

以 上